

## 第 2 1 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 4 年 9 月 2 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 0 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階中会議室 1 東・1 西

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

2 番	鈴木周吾	3 番	遠藤圭一	4 番	渡邊喜徳
5 番	日下昭一	6 番	佐藤利洋	7 番	安住政男
8 番	齋藤桂子	9 番	丸子清	1 0 番	菊池淑郎
1 1 番	安住郁子	1 2 番	齋精一	1 3 番	浅川文義
1 4 番	片平洋之	1 5 番	伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 2 名)

1 6 番	古山真	1 7 番	菊地英一	1 8 番	太田匡美
1 9 番	齋藤幸一	2 0 番	大槻久美子	2 1 番	長田邦雄
2 2 番	新田育男	2 3 番	結城美智子	2 4 番	棟形和徳
2 6 番	東條茂	2 8 番	鈴木茂利	2 9 番	末木清一

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員 (なし)

2 5 番 南條栄一 2 7 番 小野忠良 3 0 番 千葉義昭

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 6 第 5 号議案 非農地証明願いについて

日程第 7 第 6 号議案 令和 4 年度第 5 号亶理町農用地利用集積計画(案)について

## 6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第21回亘理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、10月19日に亘理と逢隈で地区委員会、10月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は10月26日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、加藤正純委員、25番、南條栄一推進委員、27番、小野忠良推進委員、30番、千葉義昭推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、4番、渡邊喜徳委員、5番、日下昭一委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

( 発言なし )

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 番については、許可することに決定します。次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 3 番については、許可することに決定します。

以上で第 1 号議案の審議を終了いたします。

日程第 3、第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決をすることといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ、第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 2 号議案の審議を終了いたします。

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、初めに亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて、逢隈地区委員会より説明をお願い

します。

10 番 (順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 なければ第 3 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。

日程第 5、第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、初めに、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より、説明をお願いします。

10 番 (順位 2 番から順位 7 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 4 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番

について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位3番の採決を行います。順位3番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位4番の採決を行います。順位4番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位5番の採決を行います。順位5番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位5番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位6番の採決を行います。順位6番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位6番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位7番の採決を行います。順位7番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位7番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第4号議案の審議を終了いたします。

日程第6、第5号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、互理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ、第5号議案、非農地証明願いについて採決いたします。順

位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 5 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。

以上で第 5 号議案の審議を終了いたします。

日程第 7、第 6 号議案、令和 4 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 6 号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ採決に移ります。第 6 号議案、令和 4 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 6 号議案、令和 4 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。以上で第 6 号議案の審議を終了します。

以上をもって議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

2 番 亘理地区委員会として太陽光発電事業について意見を述べます。南町東、裏城戸、油田、上中野地方面、三上病院から南になりますが、その中で虫食い状態で太陽光発電がされており、許可はおそらくだされるものと思いますが、現状として、その現場はかなりひどい状態で、なんとか、町としても条例を作ると聞いておりますので、その中で盛り込んで頂きたい事項を要望します。一つは草刈については、カメムシ対策も含めて年 3 回会社でやるそうですが、場所によっては、7 月頃やっとなる所も見受けられますので、5 月に必ず刈って頂く様な条件、3 回でもそのような条件をつけて頂きたい。二つ目は、フェンスで囲まれた中は刈りますが、隣接する外の用排水路の草は刈りません。その為、その部分が埋まって来ると下流には水が流れず、バルブを開けるため、上流は溢れて困るという事がありますので U 字溝を入れる

ような条件をつけて頂きたい。三つ目は異常があった場合の連絡先も時間とともに劣化して見えなくなったり、場所によっては無いものもありますので、連絡先の掲示を徹底して頂きたい。四つ目は田んぼにそのままパネルを設置するため、中に水が入りぐちゃぐちゃな状態で当然管理も大変でしょうし、また、大雨時はパネルが浸水するのではと心配ですので、畦畔までの高さに砂利敷を条件として頂きたい。以上、4項目について、亘理地区委員会として要望します。

議長 太陽光を設置した時の要望ですね。一つは、草刈りを年3回早めに行う。二つは、用排水路の草刈り等の管理が行き届かず、下流に水が流れないためU字溝を設置する。三つは、非常時の連絡先掲示の徹底。四つは、草刈等の管理を行う事と太陽光施設を浸水から守るため、畦畔の高さまで砂利を敷く事ですね。

2番 はい、そうです。

10番 逢隈の太陽光についても、フェンスの中は刈りますが、外のくろや乗入れ等の部分を刈っていないため、刈るように要望します。

2番 農家としては、フェンスの外の部分について、管理をしてほしい。

10番 くろの半分は、自分の所で管理すべきですが。

2番 自分の所で管理する事が、わからないのではないのでしょうか。

事務局長 管理が行き届いている太陽光発電施設はありますか。

2番 中にはありますが、数は少ないと思います。

20番 鹿島にも数基ありますが、現状は荒れ放題です。前回の地区委員会でも結構、問題になりましたが、県としてのガイドラインはありますが、強制力が無いことが一番困った所ですので、鈴木委員が言う、町独自の強制力のあるものを要望するという事ですので、それを強く、耕作者は希望する次第です。

議長 はい、要望として受付し、事務局と相談して、町に働きかける等の対応を考えます。

事務局長 ガイドラインは平成30年に策定していますが、強制力が何も無いため、条例等でどういう風な作り込みをするかですが、そういったもので縛れば、ある程度は強制的な部分は出てくると思いますので、事務局の方で、まずは、話し合いをさせていただきます。

議長 要望と言う事で、事務局の方と町の方で話し合いをお願いします。

事務局長 先程、大槻推進委員が意見した鹿島の関係は、私も通勤している途中

で気になっており、写真を撮り会社に草刈りをする様にと連絡はさせて頂きました。

- 20番  
事務局長  
議 長  
事務局長
- 法面しか刈っていない。  
そこは私も見ていましたので、改めて、その会社について連絡をしたいと思っていました。  
その外、委員のみなさんから何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。  
事務局から報告事項1件、事務連絡が数件ございます。  
以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時20分